

第 8 号議案

防災業務計画の策定について

(案)

本機関は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に定める指定公共機関に指定される場所、同法第 39 条に基づき電力設備等に係る会員も含めた災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、別紙のとおり、防災業務計画を策定する。

なお、同計画の策定・公表は、業務規程第 95 条第 1 項も規定している。

以 上

別紙

電力広域の運営推進機関 防災業務計画

第1編 総則

第1節 目的

この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 基本方針

電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）及び本機関の会員（以下「会員」という。）は、業務規程第13章「緊急災害対応」に基づき、本節に定める基本方針に則した対応を通じ、本計画に定める防災体制及び防災対応を整備・推進する。

なお、本機関は、会員に該当しない電気供給事業者に対しても、電気事業法第28条の4に定める広域的運営の主旨に則り、必要に応じ、本計画に準じた対応を要請する。

(1) 防災体制の整備及び資機材・人員等の確保・充実

本機関は、災害発生時の対応組織や連絡体制等の防災体制を整備するとともに、必要に応じ資機材の充実その他の対応を会員に求める。

会員は、防災体制の整備及び資機材・人員等の確保を図るとともに、資機材・人員等の状況についての情報を本機関に毎年度提出し、本機関から資機材の充実その他の対応について求められた場合にはこれに対応する。

(2) 電力設備の被害や停電に関する情報の収集・周知・報告

会員は、災害による電力設備の被害や停電に関する情報を直ちに収集し、供給先等に対する当該情報の周知を適時適切に行うとともに、本機関に速やかに報告する。

本機関は、災害による電力設備の被害や停電に関する会員からの情報を取りまとめ、経済産業大臣に速やかに報告する。

(3) 被災電力設備の復旧

本機関は、会員個々の対応では早期復旧が困難な被災電力設備に対する会員間の連携による復旧（以下「連携復旧」という。）を促すなど必要な対応を行うとともに、災害対策基本法等に基づく災害応急対策に係る経済産業大臣の指示に従い、経済産業大臣から資料又は情報の提供、意見の表明その他の協力を求められた場合は、それに協力する。

会員は、災害による電力設備の被害や停電について自身の保有する資機材・人員等により速やかな復旧に努めるとともに、連携復旧に際しては本機関からの求めに応じ関係する他の会員等と連携し当該復旧に協力しなければならない。

(4) 需給状況の悪化・逼迫の改善

本機関は、災害による需給状況の悪化や逼迫が生じるまたは生じるおそれがある場合には、業務規程及び送配電等業務指針に基づき、会員に対する指示を通じ需給状況の改善を図る。

会員は、本機関からの需給状況の改善に関する指示に従い対応する。

(5) 指定公共機関たる会員の役割

指定公共機関たる会員のうち一般電気事業者及び卸電気事業者は、電力設備に関する防災業務を通じ多くの会員との関係を有することから、この計画において指定会員と位

置付ける。

指定会員は、第2編第2章第7節に定める平時からの会員間の情報意見交換、第3章第1節に定める災害発生時の連携復旧等において、会員間の協調・連携による防災対応を率先して推進する役割を担うとともに、自社で定める防災業務計画に基づく防災業務に取り組む。

第3節 運用

1. 災害対策基本法他との整合

本計画は、災害対策基本法、消防法、石油コンビナート等災害防止法、大規模地震対策特別措置法、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等の関連法令に基づく諸計画等（指定会員が定める防災業務計画を含む）と調整を図り運用する。

なお、原子力災害特別措置法に定める原子力災害及び原子力緊急事態が生じた場合には、原子力事業者である会員が原子力事業者防災業務計画に基づく対策、対応等を行うとともに、本機関及び原子力事業者ではない会員は本計画に基づく対応等を必要に応じ行う。

2. 防災業務計画の修正

本計画は、常に検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

本計画を修正する場合は、必要に応じ、国や会員の意見を照会する。

第4節 定義

本計画において以下に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に定める「暴雨、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 防災

災害対策基本法第2条第2号に定める「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」をいう。

(3) 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に定める「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの」をいう。

(4) 電力設備

会員が電気事業の用に供する流通設備、発電設備の総称をいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制

第1節 防災体制

1. 対応態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合または発生した場合の対応態勢は、次の区分による。

災害の情勢	対応態勢
1. 災害の発生が予想される時 2. 震度5強の地震が発生したとき 3. 津波警報が発せられたとき 4. その他必要なとき	警戒態勢
1. 災害が発生したとき、又は発生することが確実なとき 2. 震度6弱以上の地震が発生したとき 3. 東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき 4. 南海トラフ域を震源とする大規模地震が発生した場合 5. 大津波警報が発せられたとき 6. その他必要なとき	非常態勢

2. 対応組織

対応組織の構成は、別紙1のとおりとする。

なお、災害により定款第2条で定める主たる事務所での業務継続が困難となった場合、本機関は主たる事務所に代わる対応組織本部の設置場所を決定し、全会員への通知及び経済産業大臣への報告を速やかに行う。

第2節 対応組織の運営

1. 対応態勢の発令及び解除

- (1) 災害が発生するおそれがあるとき及び発生したときは、発令者は、上申を受け、本章第1節第1項に定める災害の情勢に応じた対応態勢を発令するとともに、態勢に応じた対応組織の設置を決定する。

対応態勢	上申者	発令者	対応組織
警戒態勢	総務部長	総務部を管掌する理事	警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)
非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 (本部長：理事長)

- (2) 本部長又はその代行者は、対応組織設置後速やかに、会員への通知及び経済産業大臣への報告を行う。
- (3) 上申者又は発令者及び本部長となるべき者に事故があるときは、下表の代行順位に従い、代行者が上申者又は発令者及び本部長の任に当たる。

対応態勢	上申者	発令者・本部長
警戒態勢	第1代行：運用部長 第2代行：計画部長 第3代行：企画部長	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事
非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事 第2代行：計画部を管掌する理事 第3代行：企画部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事 第2代行：運用部を管掌する理事 第3代行：計画部を管掌する理事

- (4) 本部長又はその代行者は、災害が収束したと認めるときは、対応組織を解散し、会員及びその他関係者への通知並びに経済産業大臣への報告を行う。

2. 権限の行使と責任

- (1) 対応態勢が発令されたときは、本機関が行う災害への対応に関する一切の業務は、対応組織のもとで行う。
- (2) 対応組織が設置された場合、本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に災害への対応を行う。但し、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、理事会の議決の省略その他の臨機の措置を取ることができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きを取る。

3. 動員

本部長又はその代行者は、対応組織の設置後、直ちに必要な本機関の役員及び職員（以下「役職員」という。）の動員を指示する。

4. 連絡経路

- (1) 対応態勢発令時の連絡経路は、別紙2のとおりとする。

第2章 災害予防

第1節 防災教育

- (1) 本機関は、防災に関する専門知識の普及、防災に関するセミナーへの参加等を通じ、役職員の防災に係る知見・意識の向上に努める。
- (2) 本機関は、会員に対し、本機関の防災対応等に関する情報を提供し、会員全体の防災に関する知見・意識の向上に努める。
- (3) 会員は、本節第1号に準じ、自らの従業員の防災に係る知見・意識の向上に努める。

第2節 防災訓練

- (1) 本機関は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、会員及び関係者の協力を得て、情報伝達、需給改善対応、連携復旧対応等の防災に係る訓練を年1回以上実施するとともに、国等が実施する防災に係る訓練に積極的に参加する。

	対象会員	内容
発令通達訓練	全会員	メールによる態勢発令及び状況報告の受発信等

需給改善対応訓練	複数の供給区域の 会員	本機関と会員との間での模擬的な需給 改善対応の連絡・指示等
連携復旧対応訓練	一又は複数の供給 区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での 模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等
総合訓練	複数の供給区域の 会員	上記各訓練を組合わせた内容

- (2) 会員は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、防災に係る訓練の実施に努める。

第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項

会員は、電力設備の災害予防について、法令等に定める基準を遵守するとともに、個々の電力設備や所在地の特性に応じるなど以下の内容を踏まえ、自身が必要と判断する措置を講じる。指定会員については、以下の内容に加え、指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。

1. 水害対策

(1) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に個々の特異性を考慮し、防水対策を実施する。

また、洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム取水口等の重要設備について点検・整備を実施する。

(2) 送電設備

架空電線路は土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある箇所回避等の対策、地中電線路はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(3) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、建物の構造に応じ、各種防水対策を実施する。

(4) その他設備

過去に発生した災害及び被害の実情を踏まえ、必要な防水対策等を講じる。

2. 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体化所は補強等により対処する。

3. 塩害対策

塩害の著しい地域においては、塩害による影響を考慮し、耐塩設備・耐塩素材の使用等の適切な対策を実施する。

4. 高潮対策

火力発電所、原子力発電所は、計画設計時に過去の被害調査等から最大水位を想定し、合理的な範囲で設備の嵩上げ、防潮扉、防潮壁等の設置を実施する。

5. 雪害対策

雪害の著しい地域においては、雪害による影響を考慮し、必要に応じて、雪崩防護、電線の難着雪化等の対策を実施する。

6. 雷害対策

送電設備、変電設備及び配電設備は、雷による影響を評価し、必要に応じて、避雷針、架空地線、避雷器の設置等の対策を実施する。

7. 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来沈下量を想定し、必要な地盤沈下対策を実施する。

8. 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備毎に所要の対策を実施する。

9. 土砂崩れ対策

設備設置場所の地形、地質等を考慮し、必要に応じて、擁壁、石積み、排水溝等の設置等の対策を実施する。

10. 地震・津波対策

(1) 水力発電設備

ダム及びその他の電気工作物の耐震設計は、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令等の諸基準に基づき、設備の重要度やその地域の地質等の状況を勘案して行う。

建物については、建築基準法に基づき設計する。

(2) 火力発電設備

機器の耐震は、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて設計する。さらに、必要に応じて、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案する。

建物については、建築基準法に基づき設計する。

機器の耐浪化は、消防法に関する技術基準等に基づいて進め、必要に応じて、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案する。

(3) 原子力発電設備

原子力発電所の全ての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計し、関連設備については、安全上の重要度に応じて耐浪化を実施する。

また、重要な建物及び構築物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するため、原則として直接岩盤上に設置する。

(4) 送電設備及び配電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

地中電線路は、終端接続箱及び給油装置については、変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき設計する。洞道は、土木学会によるトンネル標準示方書等に基づき設計し、地盤条件に応じて、可撓性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮して設計する。

また、各設備の重要性を評価し、必要箇所について、代替性の確保、多重化等の対策を実施する。

(5) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案する他、

電気技術指針の変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき設計する。
建物については、建築基準法に基づき設計する。

また、必要に応じて、設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、合理的な範囲で基礎の嵩上げ等の対策を実施する。

(6) 保安通信設備

無線鉄塔は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

屋内装置は、構造物の設置階を考慮して設計する。

また、必要に応じて、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

(7) その他設備

必要に応じて、大規模地震及び津波による被害の影響を考慮し、必要な耐震対策及び津波対策を実施する。

第4節 防災に関する設備等の確保・整備

1. 本機関

(1) 通信連絡設備

対応態勢発令を勤務時間外においても直ちに会員及び役職員に通知する仕組みを構築する。

対応態勢発令時の国及び会員等との連絡手段について、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、テレビ会議システム等の導入も検討するなど、多様化の確保に努める。

(2) 非常用電源設備

災害による長時間停電に備え、非常用電源設備等を備えた事務所を確保し、対応組織を設置する。

(3) コンピュータシステム

コンピュータシステムについて、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等の整備を図る。また、電源設備を含めた事務所の耐震性、耐火性、浸水対策等を確保する。

2. 会員

会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧するなどの防災対応を果たせるよう、以下の内容を踏まえ、設備等の確保に対処する。

(1) 気象観測・予報設備（指定会員）

ラジオ、テレビ等の気象情報を補完するため、局地的気象の観測を行う。

(2) 通信連絡設備（全ての会員）

全ての会員は、本機関との通信連絡設備として、電話回線、電子メール等を確保する。

指定会員は、衛星携帯電話、テレビ会議システムも確保する。

(3) 非常用電源の整備（全ての会員）

事務所等について、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等のための非常用電源等の確保に努める。

(4) コンピュータシステムの整備（全ての会員）

コンピュータシステムについて、重要データファイルの多重化や分散保管等のバック

アップ策を講じるよう努める。

(5) 水防・消防に関する設備等（電力設備を保有する会員）

被害の軽減を図るため、法令等に基づき水防及び消防に関する設備等を整備する。

(6) 石油等の流出による災害を防止する設備等（電力設備を保有する会員）

被害の軽減を図るため、法令等に基づき関連設備等を整備する。

(7) その他災害復旧用設備（電力設備を保有する会員）

電力設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ、移動用発電機設備等の整備に努める。

第5節 電気事故の防止

(1) 会員は、保有する電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行う。

(2) 指定会員は、公衆感電事故及び電気火災を防止するための広報活動を行う。

第6節 資機材・人員等

1. 資機材・人員等の確保と情報の提出

会員は、災害による自身の電力設備の被害や停電を速やかに復旧出来るよう資機材・人員、食糧等生活必需品の確保に努めるとともに、本機関に対し本項各号に定める情報を別紙3により毎年4月以降速やかに提出しなければならない。

- (1) 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能
- (2) 電源車、携帯用発電機等の保有状況（燃料の保有状況を含む）
- (3) 災害対応のための資機材の保有状況
- (4) 災害対応のための人員（協力会社等の人員を含む）の状況
- (5) 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況
- (6) 対応態勢発令時の対応責任者及び連絡先
- (7) 前各号の他、本機関が必要と認める事項

2. 資機材・人員等の情報の更新

本機関は、前項の情報の提出を受けたときは、本機関が保有する情報を更新するとともに、経済産業大臣に対し報告する。

3. 資機材の充実その他の対応

- (1) 本機関は、本節第1項で提出された情報に記載された保有量の明らかな不足等の必要が認められる場合、会員に対し資機材の充実その他の対応を求める。この場合、本機関は、本章第7節第1項に定める防災連絡会をあらかじめ開催し、当該会員を含む関係会員の意見を聴取し、参考とする。
- (2) 会員は、本機関の指示に基づく対応について、対応完了時に本機関に報告する。

第7節 連携復旧に備えた情報意見交換

1. 防災連絡会

- (1) 本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、供給区域毎に以下の通り防災連絡会を開催する。
- (2) 参加会員
 - ① 電気事業の用に供する出力5万kW以上の発電設備を保有する会員
 - ② 上記設備と連系する流通設備を保有する会員
 - ③ その他本機関が必要と判断する会員
- (3) 審議事項
 - ① 本章第3節に基づく電力設備の災害予防措置の実施状況
 - ② 本章第6節第1項に定める資機材・人員等の確保状況
 - ③ 供給区域内における連携復旧の可能性及び手法等
- (4) 一般電気事業者たる指定会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。

2. 広域防災連絡会

- (1) 本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、以下の通り広域防災連絡会を開催する。
- (2) 参加会員
 - ① 流通設備を保有する指定会員
 - ② その他本機関が必要と判断する会員
- (3) 審議事項
 - ① 各供給区域での防災連絡会での審議結果を踏まえた複数の供給区域による連携復旧に必要な事項
 - ② 広域連系系統等の複数の供給区域にわたる電力設備に係る連携復旧の可能性及び手法等
- (4) 流通設備を保有する指定会員は、広域防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの指定会員間での情報意見交換に努める。

第3章 災害応急対策および災害復旧

第1節 態勢発令時の対応

1. 電力設備の被害や停電に関する情報の収集・周知・報告

- (1) 会員は、災害発生後又は態勢発令後直ちに、電力設備の被害や停電に関する情報を収集し、供給先に対する当該情報の周知を適時適切に行う。
- (2) 本機関は、必要と認める会員に対して、電力設備（発電所、上位2電圧の送電線及び変電所）の被災状況や停電（上位2電圧）の状況等に係る情報を別紙4により本機関に報告することを求める。
- (3) 本機関から前号に定める報告を求められた会員は、別紙4による本機関に対する報告を速やかに行うとともに、態勢発令中は復旧の進捗など本機関への報告を適時行う。
- (4) 本機関は、前号に定める会員からの情報を取りまとめ、供給区域毎の総需要、周波数の値その他の経済産業大臣が要請する事項と合わせ、経済産業大臣に報告す

る。

2. 電力設備の被害や停電の復旧

- (1) 会員は、災害による電力設備の被害や停電が生じた場合には、自身の保有する資機材・人員等により、応急復旧や暫定対策も含めた速やかな復旧に努める。
- (2) 本機関は、本節第1項に定める会員からの情報等に基づき、会員間での資機材・人員等の融通や工事の共同実施などの連携復旧を促すなど必要な対応を行う。
- (3) 本機関は、災害により需給状況が悪化し又は悪化する恐れがある場合において当該需給状況を改善する必要があると認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、他会員に電気工作物を貸し渡し、若しくは、他会員から電気工作物を借り受け、又は他会員との電気工作物の共有を指示する。
- (4) 会員は、前号に基づく連携復旧に協力する。
なお、本機関が前号に基づく指示をした場合における当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、本機関の業務規程第59条に拠る。
- (5) 一般電気事業者たる指定会員は、供給区域内の連携復旧を行う場合には当該復旧に協力する会員を代表し本機関との連絡調整を行う。広域連系系統等の複数の供給区域にわたる電力設備に係る連携復旧を行う場合には、当該復旧に協力する流通設備を保有する一般電気事業者たる指定会員の中から本機関との連絡調整を行う代表を選定する。
- (6) 一般電気事業者たる指定会員は、前号で規定する連携復旧において自らの調整能力を超えると判断する場合は、本機関に対して他の会員等の応援を要請する。本機関は、当該応援要請を受けた場合、本編第2章および第3章における会員等の情報に基づき関係箇所と調整の上、必要があると認められる場合は、関係会員等に協力を求める。

3. 需給状況の悪化・逼迫の改善

- (1) 本機関は、災害により需給状況が悪化し又は悪化する恐れがある場合において当該需給状況を改善する必要があると認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、他会員への電気の供給、振替供給等の需給状況の改善に係る指示をする。
- (2) 会員は、本機関からの需給状況の改善に関する指示に従い、対応する。
- (3) 本機関が本項に基づく指示をした場合における当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、本機関の業務規程第59条に拠る。

第2節 災害時における広報

本機関は、災害により電力設備に重大な被害が発生した場合等の緊急時には、本章第1節第1項に定める会員からの情報等に基づき、電力設備の被害や停電の状況等について、その状況に応じた広報活動を行う。

第3節 要員の確保

1. 本機関の要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対応組織の要員

は、気象、地震情報その他の情報に留意し対応態勢の発令に備え、対応態勢が発令された場合には対応組織に速やかに出動する。

なお、震度 5 強以上の地震が発生した場合、あらかじめ定められた基準に基づき、対応組織の要員は、対応組織に速やかに出動する。

- (2) 交通途絶等により対応組織に出動できない場合、その旨を速やかに対応組織に連絡の上、出動可能な状況に備える。

2. 会員の要員の確保

会員は、本章第 1 節に定める対応を適時適切に行えるよう、対応態勢の発令後速やかに、対応責任者をはじめとする要員を確保する。

第 4 節 設備復旧

1. 復旧計画

会員は、被災した電力設備の復旧にあたり、復旧計画を策定した場合には、本機関に報告する。

2. 復旧順位

会員は、災害状況、各設備の被災状況、各設備の復旧の難易などを勘案して、原則として供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うとともに、早期の電力需給安定や供給支障解消等の必要に応じ応急復旧や暫定対策による対応も行う。

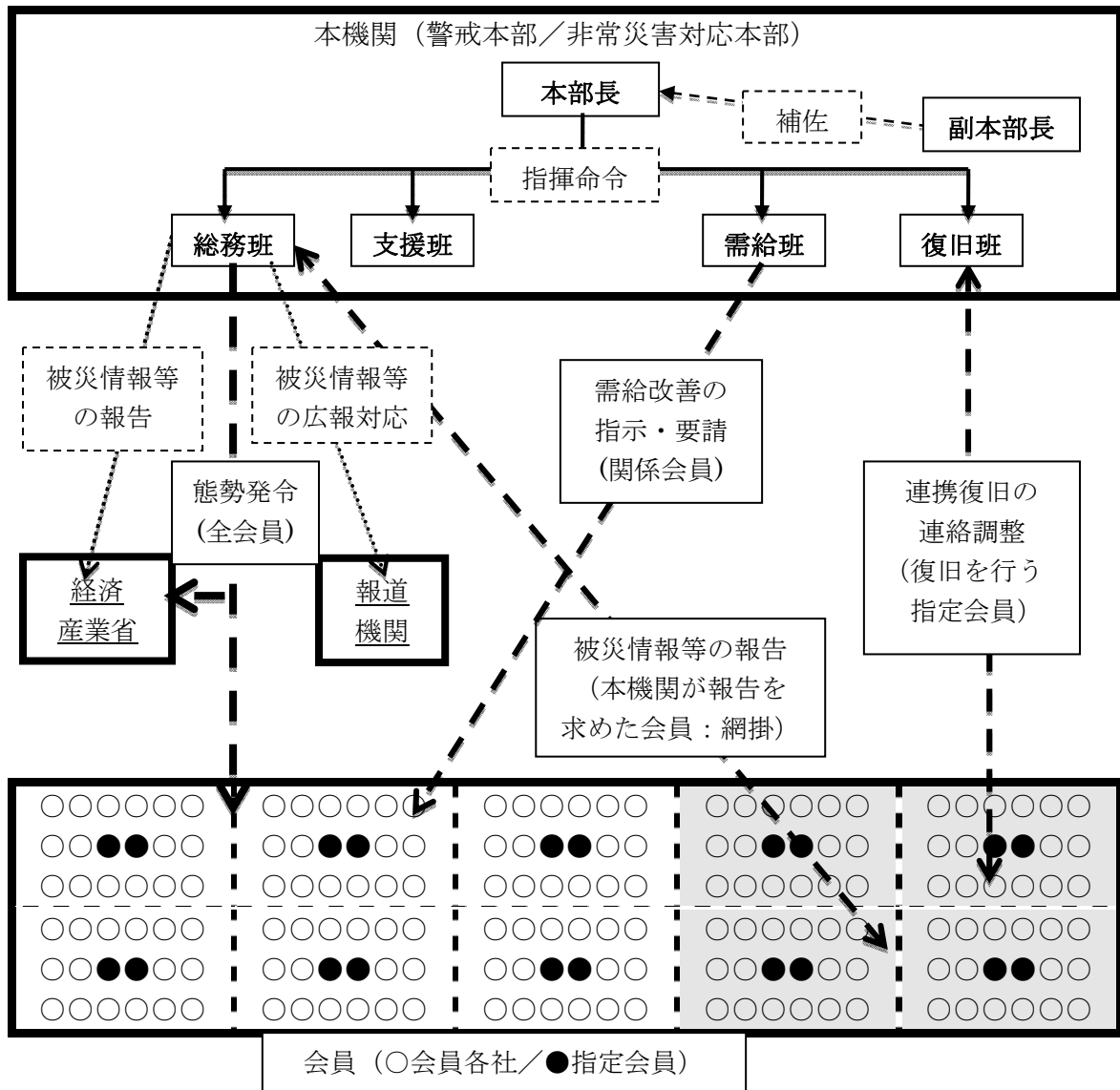
その際、本機関は、災害対策基本法等に基づく災害応急対策に係る経済産業大臣の指示と整合させた応急復旧や暫定対策による対応を行うよう、当該会員に求める。

以 上

対応組織の構成

	担当部門		役割	
	警戒態勢	非常態勢	警戒態勢	非常態勢
本部長	総務部 管掌理事	理事長	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定	
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	
総務班	総務部 (班長：総務部長)		①対応組織の統括 ②会員からの情報の集約 ③官公庁等対応 ④報道機関対応 ⑤役職員の安否確認	
支援班	企画部 (班長：企画部長)		設置しない	①会員からの情報の集約 (総務班支援) ②宿泊施設、寝具等の確保 ③食糧、医薬品等の確保
復旧班	計画部 (班長：計画部長)		設置しない	①連携復旧に係る 検討・促進・指示 ②上記に係る会員との連絡
需給班	運用部 (班長：運用部長)		当直員が 当直業務として 対応	①需給の悪化・逼迫の改善に 係る指示 ②上記に係る会員、官公庁 との連絡
指定会員	一般電気事業者		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧	
	卸電気事業者		③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力 ⑤連携復旧に係る本機関との連絡・調整	
会員	特定電気事業者		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧	
	特定規模電気事業者		③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力	

指令伝達及び情報連絡の経路
(対応態勢発令中の会員、国等との連絡)



災害対応用資機材・人員等に係る情報

防災業務計画 第2章第6節第1項に基づき、以下の通り、提出します。

会員名	
報告日	●年●月●日

1. 自ら維持し、及び運用する電気工作物の所在地及びその性能（参考として、系統図等の地図を添付すること）

(1) 火力発電所

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	ユニット No.	ボイラ (メーカー)	タービン (メーカー・出力 kW)	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電 種別	使用 燃料

(2) 水力発電所

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	水系	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電方式

(3) 原子力発電所

発電所名	所在地	最大出力 (kW)	ユニット No.	原子炉 (メーカー)	タービン (メーカー・出力 kW)	発電機 (メーカー・容量 kVA)	発電種別	使用燃料

(4) 送電線（上位2電圧のみ(最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ)）

線路名	区間		電圧(V)	電線路 互長(km)	回線数	支持物数 (基)
	自	至				

(5) 変電所（上位2電圧のみ(最上位電圧が250kV未満の場合は、最上位電圧のみ)）

変電所名	所在地	出力 (kVA)	変圧機 (kVA×個数)	最高電圧 (kV)

2. 電源車、携帯用発電機等の保有状況（燃料の保有状況を含む）

(1) 電源車

所在地	保有 台数	高圧 低圧	発電 装置	定格電圧 (V)	定格出力 (kVA)	燃料容量 (kL)	連続運転 可能時間	オイルフィルター 交換期間

(2) 携帯用発電機

所在地	保有台数

3. 災害復旧のための資機材の保有状況
(社内で資機材等の管理に用いるなどの任意の様式を用いる)

4. 災害対応のための人員 (人)
(1) 社員
(2) 協力会社等 (把握可能な範囲)

5. 非常時に活用することができる需給調整契約等の締結の状況 (kW)
・ 可能な限り、契約種別毎に記載すること。
・ 計画調整契約は、あらかじめ計画的な需給調整を設定しているため、対象外とする。

6. 対応態勢発令時の対応責任者及び連絡先

役割等	役職	氏名	電話番号	携帯番号	Eメール
対応責任者					

・ 対応責任者の他、事業所や役割により複数の対応者への連絡を要する場合、その役割を明らかにして記載すること。

7. 本機関が必要と認める事項 (ある場合には、依頼時に本機関から指定します)

以 上

被災状況等 報告

防災業務計画 第3章第1節第1項に基づき、以下の通り、報告します。

会員名	
報告日時	●年●月●日 ●時●分
対象災害	(態勢発令時に本機関が指定した名称を記入願います)

1. 保有する電力設備(注1)の被害の有無 (「調査中」の方で、一部でも「被害有」を確認している場合は、「被害有」で回答願います。)		<input type="checkbox"/> 被害有 <input type="checkbox"/> 被害無 <input type="checkbox"/> 調査中
2. 「被害有」の電力設備(注1)の被害状況及び復旧見込み (項目1で「被害有」とされた会員のみ回答願います)		
設備名称(所・線単位)	被害状況	復旧見込み
(複数設備が被災している場合、行を増やして全て報告願います)	<input type="checkbox"/> 被害により操業不可 <input type="checkbox"/> 被害により全面操業不可 <input type="checkbox"/> 被害はあるが操業可能	<input type="checkbox"/> ●月●日 ●時頃 <input type="checkbox"/> 未定
3. 供給範囲(注2)での停電の状況(一般電気事業者のみ回答)		
(1)延べ停電戸数	●千戸	
(2)最大停電戸数(●月●日●時)	●千戸	
(3)現在の停電戸数	●千戸	
(4)現在の停電地域(可能な限り市町村単位)		
4. 災害対応のための資機材・人員等		
(1)資機材	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 支援必要	(支援を要する内容)
(2)人員	<input type="checkbox"/> 十分余裕あり <input type="checkbox"/> 若干余裕あり <input type="checkbox"/> 余裕なし <input type="checkbox"/> 支援必要	(支援を要する内容)
5. その他災害復旧支援に関する情報		

注1：第2編第2章第6節第1項に基づき報告した電力設備を対象とします。

注2：第2編第2章第6節第1項に基づき報告した上位2電圧の送電線・変電所を対象とします。

以 上